

## 取組事例

(所定外労働削減、**年次有給取得促進**、多様な正社員、朝方の働き方、テレワーク)

企業名： 特定医療法人山角会 山角病院	所在地： 山梨県甲府市
社員数： 132 名	業種： 病院



### 取組の目的：

常に新しい精神医療に目を向け、地域の様々なニーズに応える地域精神医療を展開することが存在意義であるという基本姿勢のもと、従業員の仕事と子育ての両立支援にも積極的に取り組んでいる。従業員の職場への定着を図るため、出産・育児関連の休暇制度を整備するとともに、従業員1人ひとりがオンとオフのメリハリを意識して、充実した生活を送れるような職場作りを目指している。

### 取組の概要：

大正11年創設の病院である。病院という業種柄、特に病棟部門は多忙な面も否めない。しかし、多忙な面があるからこそ、従業員が働きやすい環境を整えたいという考えのもと、出産・育児関連の休暇制度を整備している。次世代育成支援対策推進法に基づき、2回目のくるみん認定を受けたほか（1回目は24年6月）、子育てに取り組む従業員に対する年次有給休暇制度以外の休暇制度を充実するほか、従業員間の連帯感を強めるための各種レクリエーション等も創設する等、従業員の職場への定着を図っているところである。

#### ○ 年次有給休暇について

年次有給休暇については、管理職から従業員に対して、可能な限りの年次有給休暇の取得を推奨することで取得率向上に努めている。また、時間単位での取得を可能としている。

#### ○ 独自の休暇制度について

出産後、9割以上の従業員が育児休業を取得し、職場に復帰しているが、子育てには配偶者の協力も不可欠であることから、配偶者出産休暇を制度化するなど、様々な有給の特別休暇を整備しているほか、男性による子育て支援の研修（後述）等を実施する等、従業員の子育てをサポートしている。

##### ・アニバーサリー休暇（1日間）

従業員のライフイベントに合わせて取得することが可能である。

##### ・配偶者出産休暇（3日間）

配偶者の出産に際し3日間の有給の特別休暇を取得することが可能である。

##### ・結婚休暇（7日間）

- ・忌引休暇（2日～5日間）
- ・年末年始休暇（3日間）
- ・夏季休暇（3日間）
- ・裁判員休暇（要した日数）

「裁判員の公務に関わる必要日数」を取得することが出来る特別休暇これまでに取得者はいないものの、決まったときには国民の責任を果たしてもらうため、公務のたびに年次有給休暇を取得しなくて済むよう制度化したものである。

○ **イクメン研修**

毎月研修を実施しているが、男性従業員には、山梨県子育て支援課開催の「イクメン研修」に参加させて、育児参加に対する意識を高めている。

○ **その他**

- ・クリスマス会

当院が主催し、従業員の家族や子供達が参加している。

- ・職員旅行（1日間）

6年前から日帰りで実施しているが、これにより従業員間のコミュニケーションが深まり、業務の円滑な遂行に役立っている。

- ・奨学金制度

学業と仕事の両立を支援するため、奨学金制度を整備している。これにより、当院で働きながら看護師・准看護師の免許取得が可能である

## 現状とこれまでの取組の効果：

○ **年次有給休暇の取得の状況**

職場（部署）によっては年間20日間の年次有給休暇を取得が出来る従業員もいる。

時間単位での年次有給休暇制度を利用し、例えば、子供の授業参観で時間単位や半日の年次有給休暇を取得する従業員もいる。